

# 未来のリーダー達による国際海洋プラスチックごみに関する

## 日 ASEAN 協力宣言

2021 年 3 月 16 日東京(日本)にて採択

私たちは、東南アジア諸国連合（ASEAN）の加盟国（ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国）及び日本の学術研究機関（学士乃至博士課程を含む）及び公共部門を代表する若手のリーダーとして、国際機関 日本アセアンセンターが主催する「未来のリーダー達による国際海洋プラスチックごみに関する日 ASEAN 協力宣言」と称されるプロジェクトに選拔され、海洋プラスチックごみに関する世界的な課題への取り組みに貢献し ASEAN と日本との協力的な枠組みを通じた対策を提案するという共通の目標のもと、本プロジェクトに参加しました。

私たちは、海洋プラスチックごみ問題がもたらす課題に対する中長期的な解決を見出すことに尽力することを志しています。2020 年 11 月 14 日、2020 年 11 月 28 日、2020 年 12 月 12 日に開催された、この宣言の準備セッションにおいて個々の専門知識や意見交換を踏まえ、そして東京大学の梶田隆明教授（ノーベル物理学賞受賞者）と九州大学の磯辺篤彦教授による有益、かつ、包括的な講義も通じて、(i)科学的根拠の重要性、(ii)ASEAN 加盟国と日本とが共通して直面している課題、および(iii)海洋プラスチックごみ問題の複雑さに関する視野と学びを取得しました。

私たちはまた、11 月 20 日に開催された特別セミナーの講師である、ASEAN 事務局 環境局 Vong Sok 氏、国際協力機構 中丸駿介氏・豊嶋絵美氏、日本政府 環境省 安陪達哉氏、北九州市役所環境局アジア低炭素化センター 安武宏氏、クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA) 竹下満氏に政策の視点や実践についてご指導していただいたことにつき、謝意を表します。

私たちは、2020 年 11 月 12 日付「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック（AOIP）協力についての第 23 回日 ASEAN 首脳会議共同声明」の第 4 項に記載された日 ASEAN 戦略的パートナーシップにおける海洋協力の可能性のある分野として、「海洋プラスチックごみ」という用語が盛り込まれたことを踏まえ、各国政府が海洋プラスチックごみ問題への関心を高めたことを歓迎します。また、私たちは、「2007 年環境持続可能性に関する ASEAN 宣言」に掲げられた目的と目標、「2019 年 ASEAN 地域における海洋ごみの対策に関するバンコク宣言」のコミットメント、第 22 回日 ASEAN 首脳会議議長声明における協力の焦点、「2017 年海洋ごみに関する ASEAN 行動枠組」及び「2018 年 ASEAN+3 海洋プラスチックごみ協力行動イニシアティブ」に基づく取り組みに賛同し、これらが実現されることの重要性を強調します。

「海洋環境の汚染」を定義する、国連海洋法条約（UNCLOS）（第 1 部第 1 条 第 1 項（4））の

原則に基づき、私たちは、海洋環境に対するプラスチック（マクロプラスチック及びマイクロプラスチックを含む）汚染が継続していること、およびそれが海洋生物や人間の健康に有害な影響を与えていることを懸念します。また、この海洋環境に対するプラスチック汚染の脅威は将来の世代にも及ぶと認識します。そのため、私たちは、海洋環境に対するプラスチック汚染に対処するための国際的、かつ、地域的な協力を益々向上すると共に、この問題に対処するための国際的な法的な枠組みを更に強化することを提唱します。

私たちは、国際的な海洋プラスチックごみ問題の解決に取り組む若きリーダーとして、海洋プラスチックごみに関する課題についての相互認識の下、私たちの今日のリーダーに対して具体的な提言を行うのと同時に、以下のように課題と懸念事項を宣言します。

## 海洋プラスチックごみに関する課題と懸念事項

### 第1条

私たちは、ASEAN 諸国と日本との組織分布的・地理的な特徴、人口、廃棄物管理システム、科学技術的な能力、沿岸生態系と海洋プラスチックごみに関するデータの利用可能性の違いを認識しており、地域および国別のデータ収集において各国の調査測定値を取得し、標準化するために各国の能力を高める必要性をも認識しています。

### 第2条

また、私たちは、市場参入や言語の違い等、構造的な障壁によって、技術移転のノウハウが促進されるべきであるビジネスの拡大が遅いことも認識しています。

### 第3条

私たちは、陸および海のプラスチック廃棄物の量を監視するために資源を投入し、データの収集方法を改善することが必要だと、全ての国に対して強調します。

### 第4条

私たちは、ASEAN 諸国と日本が共有する根本的な問題として、海洋プラスチックごみに関する教育不足を主張します。ASEAN 諸国および日本においては、環境に関する十分な教育が浸透していません。プラスチックごみに対する若い年代の知識不足は、将来、環境に関する公衆意識を向上する上での障害となる可能性があります。また、高齢者層に対する教育も看過できません。私たちは、ASEAN 諸国と日本において、特定な年代層に応じた環境教育の効果を検証する必要があると考えます。可能な限り幼年の時期に環境教育と環境に関する幅広い情報が容易に手に入ることが、今後の環境に関する公衆意識の向上には必要不可欠となります。

### 第5条

私たちは、リサイクルや最終処理過程から生み出されるプラスチック焼却など、気候変動を含め、他のグローバルな環境問題にも相互に作用する海洋プラスチック問題に対応するため、循環型社会への重要性を認識します。

### 第6条

私たちは、海洋プラスチックごみ問題に関する対策を講じる上で、中央政府および地方自治体が重要な役割を担っていることを強調します。

### 第7条

私たちは、自然災害および海洋プラスチックごみ増加の原因となる不適切な処分というような人為的災害から生じたプラスチックごみのみならず、すべての ASEAN 諸国が持続可能で効果的な廃棄物管理システムを構築し、そして陸由来のプラスチックごみを管理するために資源(インフラ、技術、人材を含む)を多様化することの必要性を認識しています。

## 第 8 条

私たちは、ASEAN 諸国と日本との法制度の乖離を特定する必要性を強調し、廃棄物管理に関して支援が必要な中央政府および地方政府の実施能力を支援するための協力的な枠組みを構築することを提案します。

## 第 9 条

私たちは、海洋プラスチックごみに対する意識、説明責任、情報の透明性を高めていくことが重要であると認識します。

## 第 10 条

私たちは、(i) 廃棄物の管理、リサイクル施設やごみ処分場の可用性、(ii) プラスチックごみの分別に関する意識の向上、(iii) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の実践的な取り組みに関して、現在のシステムが不十分であることを遺憾に思います。

## 第 11 条

私たちは、人々のプラスチックに対する認識が日常生活で便利なものから、優先的に使用を減らすべきものへと移行することを目指します。私たちは、次のようなことを懸念します。(1) プラスチックの高消費により、プラスチックごみの廃棄量が増加し、結果としてそれら廃棄物を管理するためのさらなるインフラ整備が必要になること、および(2) プラスチック製品の消費に関する規制がないことです。私たちは、プラスチック製品の代替品に関する消費者の認知度を高めることで、この問題を解決することを提案します。

## 第 12 条

私たちは、新型コロナウイルス感染症のパンデミックが継続する中で、とりわけ増加しているプラスチックの消費、プラスチック製の医療廃棄物の不適切な管理と処分、経済的刺激措置の削減などに起因する影響、および政府および家庭（特に女性を含めた）がより差し迫った重大な問題である食料、健康および経済の安全保障に着眼せざるを得なかった影響により、プラスチックごみ対策への全体的な努力に対して長期的な影響が及ぶであろうことを懸念します。また、パンデミックおよびその悪影響である移動や会議開催に関する制限が、私たちの研究能力、研究予算や助成金を含むさまざまな資源、および研究結果に悪影響を及ぼすことを懸念します。

## 海洋プラスチックごみに関する提言

私たちは、上述のとおり海洋プラスチック問題に関する課題と懸念事項を表明した上で、プラスチックごみ問題の解決には、地球上のすべての人々が協調し、努力する必要があるとの事実に鑑み、以下のとおり、主要なステークホルダーである民間部門、政府機関および学術研究機関そして一般社会に対して13件の分野について提言を行います。

### 第13条

#### 素材の革新と生分解性プラスチックの生産

私たちは、次の研究開発と分析における技術革新を推奨します。

#### 第13条 第1項(民間部門、政府機関、学術研究機関において)

以下の分野での研究開発が優先され、支持されること。

- 環境のため安全に微生物や酵素に分解されるプラスチック
- 既存のプラスチック材料と同様の性能でありながら、容易に分解でき環境への安全が証明されているバイオベースの代替プラスチック材料（いわゆるバイオプラスチック）

#### 第13条 第2項(民間部門、政府機関、学術研究機関において)

包括的なプラスチックのライフサイクル分析と廃棄物処理インフラの整備が、生分解性プラスチックの開発とその回収・再利用・リサイクルを実現されるよう従事する。さらに、生分解性プラスチックに対する生分解性の研究を正しく理解し、生分解性プラスチック製品の適切な取扱方法・処理方法を適切に公に周知する。

### 第14条

#### 研究・学術連携

私たちは、ASEANと日本のそれぞれの民間企業、研究機関、大学における海洋プラスチックごみに関する研究・学術連携や知識移転の強化を推奨します。

#### 第14条 第1項（政府機関において）

「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（2020年）」、「海洋汚染の防止を謳うバンコク宣言（2019年）」、「バーゼル条約のプラスチック廃棄物に関する改正（2019年）」などの確立された地域的・国際的な行動計画、およびASEAN各国の特定なニーズに合わせて策定された国別ガイドラインを回顧し、履行する。

#### 第14条 第2項（学術研究機関において）

沿岸、深海、その他の水域や大気中（エアボーンマイクロプラスチックの存在も勘案し）へのプラスチックごみの影響に関する生態系調査やモニタリング調査を実施し、ASEAN諸国における利用可能なデータの不足に対処し、国別のデータを提供することを促進する。

第 14 条 第 3 項（政府機関において）

ASEAN 諸国に対する能力開発プロジェクトや知識・技術移転における二国間の公的開発支援、民間部門と地方自治体とのビジネス・パートナーシップの奨励、海洋プラスチックごみ対策におけるベストプラクティスの普及など、海洋プラスチックごみ削減に関連する活動において、日本の支援について働きかける。

第 14 条 第 4 項（学術研究機関において）

沿岸や海面での海流調査、外洋データ、マイクロプラスチックの海洋生物への影響など、海洋学の主要な分野について、ASEAN 地域と日本の海洋プラスチックごみの様々な研究センター間の強固な協力を促進する。

第 14 条 第 5 項（政府機関において）

地理、地形、廃棄物管理システム、国内政策、それらの実施レベルなどの様々な状況を考慮し、ASEAN 全体と国の特殊な状況に応じた効率的な廃棄物管理手順の実行手段（ごみ収集、分別、処理に至るまで）を強化することを提案する。

第 15 条

**技術革新**

私たちは、以下の方法を通じて、民間部門の緊密な連携による技術革新を強化すること、およびこの問題に対する責任感とコミットメントが強化されることを提案します。

第 15 条 第 1 項（民間部門において）

プラスチックに代わる持続可能な分解性の高い環境に優しい製品の使用や、既存製品のパッケージ材料を再設計してプラスチック成分を削減することを要請する。

第 15 条 第 2 項（民間部門および政府機関において）

持続可能で責任ある投資ポートフォリオのためのプラスチック廃棄物削減、また国連の持続可能な開発目標（SDGs）、特に目標 9（産業と技術革新の基盤を作ろう）、目標 12（つくる責任、つかう責任）、目標 14（海の豊かさを守ろう）に基づき、包摂的なビジネス環境を構築する。

第 15 条 第 3 項（政府機関において）

さまざまなキャンペーンを通じた支援を提供し、ビジネス上のインセンティブ等を設定することによって、民間部門の取り組みを後押しすることを推進する。

第 16 条

**海洋プラスチックごみ削減のための根拠に基づくアプローチ**

私たちは、海洋プラスチックごみ問題に対して、「根拠に基づくアプローチ」の重要性を強調し、以下の方策の検討を提案します。

第 16 条 第 1 項(政府機関および学術研究機関において)

データセットを比較可能なものにするために、国際的に、または地域的に一貫した測定単位（生み出されたプラスチックごみの全体の重量/容積、プラスチックの分類とそれに応じた割合パーセンテージ、ごみの発生場所のデータ（陸、川、沿岸、海など））を用いた廃棄物の分析と報告を行い、そのシステムの地方自治体レベルへの普及を推進する。これらは海洋プラスチックごみの産出に関する特性や発生源を監視し、海洋プラスチックごみの削減に関する ASEAN 全体の目標に対するコンセンサスを得るために不可欠である。

第 16 条 第 2 項(政府機関および学術研究機関において)

陸から海洋へのプラスチックごみの流路を特定するために、関連した機関がアクセスできるプラスチックごみのオープンデータベースを政府機関と学術研究機関において共同開発することを推奨する。また、ASEAN 地域と日本において、中枢的でアクセス可能な国際データベースセンター（海洋におけるプラスチックの量、プラスチックを分解でき得る生物に関する研究など）を確立することの必要性を確認する。

第16条 第 3 項(政府機関、民間部門および一般社会において)

メディア、ソーシャルメディア、広告などのコミュニケーションおよびデジタル技術の利用を通じて海洋プラスチック廃棄物情報とその現状を公開すること、および人々がプラスチック削減活動に積極的に参加するよう促進することを強調する。

第 17 条

**能力開発と地方自治体との連携**

私たちは、能力開発と地方自治体との連携を推進し、以下の対策に加えて、使い捨てプラスチックごみを出さないベトナムの「クー・ラオ・チャム (Cu Lao Cham)」、そして日本の徳島県上勝村の「ゼロ・ウェイスト運動」の取り組みを成功事例として推奨します。

第 17 条 第 1 項（政府機関において）

プラスチックごみ削減に関する効果的な政策や具体的な行動を考案することに資する、協調的な取り組みを行うチームとなる、地域社会やステークホルダーと協力的なパートナーシップを確立することを推奨する。

第 17 条 第 2 項（一般社会において）

積極的にプラスチックごみ削減への具体的な行動に参加し、政府の政策に影響を与えられるよう地域社会の参画を促進する。

第 17 条 第 3 項（一般社会において）

プラスチックの循環型経済における乖離と課題を特定するため、消費者側とリサイクル者側からの多様な視点を得る必要性を理解する。

第 17 条 第 4 項（政府機関および一般社会において）

誰も置き去りにせず、地域のステークホルダーを参画させるためには、異なる社会的、かつ、経済的な状況を考慮する必要があることを認識する。

第 17 条 第 5 項（政府機関において）

地域レベルでの適切な廃棄物管理を確保するための人材だけでなく、廃棄物管理インフラを開発するための資源を投入する必要があることを強調する。

第 17 条 第 6 条（政府機関において）

都市封鎖がプラスチックごみ問題を加速させる現在のパンデミックにおいて、このようなプラスチック廃棄物の増加に対応するため、適切な廃棄物収集方法に関する政策の策定を促進する。

第 18 条

**教育・啓発**

私たちは、ASEAN 諸国と日本において、若年から高齢者まで全ての年齢層に幅広く提供されるべく、以下の施策による教育・啓発の強化を推奨します。

第 18 条 第 1 項（一般社会において）

「環境保全」が規範となるように意識を変えていくこと、および行動を起こす“継続性”が重要であることを認容する。

第 18 条 第 2 項（政府機関において）

2011 年に策定された「エコスクールに関する ASEAN ガイドライン」、特に「環境教育に関する国家政策フレームワーク」を更新し、ASEAN 諸国全体を対象とする標準化に向けた考え方やモダリティを拡大する。

第 18 条 第 3 項（一般社会において）

定期的に実施が可能である義務教育の学生を対象に、学校の授業、校外学習、海岸清掃活動／キャンペーン、オンラインイベントを通じて、海洋プラスチックごみの影響も含め、環境保全に焦点をあてた教育カリキュラムを強化する。

第 18 条 第 4 項（一般社会において）

水族館などの公共の空間を活用し、歴史的な経緯、ショートムービー、およびバーチャルリアリティ等を活用することで、プラスチックごみが海洋生物に与える影響について一般社会の認知度を向上する。

## 第 19 条

### エコシティモデル

私たちは、以下のとおり、ASEAN 諸国と日本におけるエコ都市モデルの創設・指定を推奨します。

#### 第 19 条 第 1 項（政府機関および一般社会において）

他の自治体へのモデルとなる、適切で持続可能な廃棄物管理システム、インフラ、戦略などを先進的に促すエコシティモデルの活用を促進する。事例として、フィリピンのマリキナ市による「エコ・セーバーズ・プログラム（Eco Savors Program）」が挙げられる。

## 第 20 条

### 課税とプラスチックバッグの料金化

私たちは、中央政府や地方自治体が地域社会から国レベルを対象に、段階的に不適切なプラスチックごみの廃棄を禁止し、それに対する罰金を課すことを推奨します。

#### 第 20 条 第 1 項（政府機関において）

海洋プラスチックごみの問題に対して一般的なコンセンサスを形成し、当該コンセンサスが時間の経過とともに規範となるような仕組みを確立する。例えば、一般社会において、安価な価格での非使い捨てプラスチック製品や袋（使い捨てプラスチック製品や袋の代替品となるもの）を購入することを促進する法律の制定のような例に鑑みて、「脱プラスチックバッグ」の仕組みを確立する、または使い捨てプラスチック製品の使用について、もしくは消費者に対してそのようなプラスチック製品の提供を行った者に対する、環境税または規制を導入する。

#### 第 20 条 第 2 項（政府機関および民間部門において）

海洋プラスチックごみを削減する全体的な努力の中で、物流や製造工程における廃棄の問題を組み込むことの重要性を強調する。

#### 第 20 条 第 3 項（政府機関および学術研究機関において）

課税の効果については、導入から長期的な時間軸で、かつ、財政的な影響を注視しつつ、検証する必要性を認識する。

#### 第 20 条 第 4 項（政府機関において）

人々が行動を変えることで、現在の状況を積極的に改善することを要請する。現在の人々の行動を変えることは、子孫の行動に影響を与える基盤となる。そのために、政府機関において、この問題に取り組むための政治的な意思と継続的なコミットメントを確保することが不可欠である。

## 第 21 条

### 廃棄物管理とリサイクル

私たちは、以下のとおり、廃棄物管理とリサイクルの促進について提案します。

第 21 条 第 1 項(政府機関及び学術研究機関において)

実効性、維持、有害物質利用の最小化などのコストとメリットを考慮し、最適、かつ、先進的な環境健全経営（ESM）を基本理念として確立する。

第 21 条 第 2 項(政府機関、民間部門および学術研究機関において)

他国の廃棄物管理技術の成功事例の再現を促進する知識交換を推奨する。

第 21 条 第 3 項(政府機関、民間部門及び学術研究機関において)

民間部門および地域社会を含む幅広いステークホルダーを巻き込むことにより、最先端の技術と創造的なアイデアに基づき、廃棄物管理工程の改善に関する相乗効果を促進する。

第 22 条

**プラスチック消費行動の抑制**

第 22 条 第 1 項（政府機関および一般社会において）

プラスチックに対する公的な関心が悪者にとらえる視点から適切なプラスチックごみの処分と削減という社会的責任への着眼に移行していることを歓迎する。また、プラスチックの代替品をもたらすような革新的なアイデアや製品を生み出し、それら代替品を社会に広めることに貢献するような、情報交換や財政的なインセンティブの付与も検討する。

第 23 条

**COVID-19 関連の対策**

私たちは、海洋プラスチックごみ問題へのコミットメントを実現するため、以下の対策を提案します。

第 23 条 第 1 項（政府機関、民間部門および一般社会において）

課題を克服するために優先順位をつけ、政府機関から該当するステークホルダーへの業務委任を促す。これらには、パンデミック中の個人用保護的製品に関する持続可能な素材の開発等も含む。

第 23 条 第 2 項（政府機関において）

「ニューノーマル」の状況においても ASEAN と日本との国際的な協力を促進するために、新しいプラットフォームの構築とオンラインの接続性を採用することによる、デジタル時代の恩恵を最大化する。また、政府機関は、そのような技術利用が都市部と農村部双方において適用に応じて可能となるよう促進する。

第 23 条 第 3 項（政府機関において）

パンデミック危機に起因する移動・物流・輸送の減少に対処するため、地域資源を最大限に活用できるよう強靱性を構築する。

第 23 条 第 4 項（民間部門及び政府機関において）

食料サービスに関連する企業が分解性包装を活用し、環境に配慮した廃棄物管理を優先することを奨励し、また小売業向けの代替材料の構築のための費用について政府機関の補助を促進する。

第 24 条

**若年層による取り組み**

私たちは、すべての年齢層、特に若年層が、環境活動の制度化に取り組む必要性を認識しています。

第 24 条 第 1 項（政府機関、学術研究機関および一般社会において）

ASEAN 諸国と日本の社会文化的、かつ、経済的な状況に合致する環境プログラムを展開し、全ての年齢層を対象に人々の「習慣」となるよう、環境プログラムへの順応性と持続可能性を向上させる。

第 24 条 第 2 項（政府機関、民間団体および一般社会において）

廃棄物管理、リサイクル、ごみ監視などの革新的な解決方法を開発するスタートアップ事業やビジネスを行う ASEAN 諸国と日本の若い起業家を支援する。また、廃棄物管理に関するボランティア活動を行う学生および若年層に対する取り組みと動機づけを推進する。

第 25 項

**技術協力**

私たちは、ASEAN 諸国と日本との間の技術協力は、持続可能な経済発展という面から、以下の措置に基づき向上すべきと提案します。

第 25 条 第 1 項（政府機関において）

ASEAN 諸国と日本の廃棄物処理事業とその研究において各国の強みと能力を特定し、成功事例の共有の促進を支持する。そして「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実現のための日本の『マリーン (MARINE)・イニシアティブ』」の下で、廃棄物管理、海洋ごみの回収、イノベーションを促進するために、開発途上国の技術的能力と技術移転を支援する日本の役割を強化することを提唱する。

第 25 条 第 2 項（政府機関において）

日本と ASEAN とが、プラスチックごみに対する課題および取組みにつき、持続可能性を政策的、かつ、実践的に確実にするためには、技術的な面のみならず、社会的・文化的な努力、教育、政策や製品の製造等その他側面を通じ、全ての分野について、相互的に学ぶことを促進する。

2021年3月16日、東京にて  
若きリーダーたちによる署名:

1. バルトシェーロ  
アイミー  
(フィリピン)

2. チャンタヴォン  
スパポン  
(ラオス)

3. チョン シー イン  
(シンガポール)

4. コラレス ヘレン ヴァ  
レリー  
(フィリピン)

5. ヤスミン ナブリラ  
ー ビンティ モウド  
ファウジー  
(マレーシア)

6. 藤川 真智子  
(日本)  
和訳作業部会

7. ラムーンキット  
ジョムポン  
(タイ)

8. ラオ チュンホン  
(カンボジア)

9. 益田 明奈  
(日本)  
和訳作業部会

10. グエン ティ タン  
チャ  
(ベトナム)

11. ヌルラティファ  
(インドネシア)  
前文作業部会

12. 奥泉 陶和  
(日本)  
和訳作業部会

13. ラフィダー ラマド  
(ブルネイ)

14. ルオ バンド  
(カンボジア)

15. シェルヴィ  
エルヴィナ サントソ  
(インドネシア)

16. ファジャル  
アジー セティアワン  
(インドネシア)  
前文作業部会

17. エイ ミント  
ミヤット ソエ  
(ミャンマー)

18. トラン ツイ チエン  
(ベトナム)

19. 坪井 昌宏  
(日本)  
和訳作業部会

20. タン ジン ズン  
(ミャンマー)

21. 内田 祐紀哉  
(日本)  
和訳作業部会

22. 山本 まりえ  
(日本)  
和訳作業部会

## 添付資料 1

### 海洋プラスチックごみを対策するコミットメントに関する決意表明

#### 1. バルトシェーロ アイ ミー (フィリピン)

私は野生動物愛好家で、世界の少数かつ未知な種を守る思いやりの心を大切にしています。海洋プラスチックごみは、海洋の生物多様性を徐々に破壊し、微生物であるプランクトンから大きなクジラまでの生命体を害する無言の敵だと感じています。

#### 2. チャンタヴォン スパボン (ラオス)

環境問題を解決するには、私たちは環境そのものを理解することが必要です。プラスチックごみの問題も同様ですが、この考え方はまだ社会で充分に行き届いていません。そのため、私は、環境学の学生として、問題解決に向けた行動を起こすことが自分に課された責務と捉えています。

#### 3. チョン シー イン (シンガポール)

「自分がしたことは最終的に自分に帰ってくる」という表現は、私たちが今日直面している海洋プラスチック問題を表すのにぴったりな言葉だと思います。プラスチックは、人類によって作り出され管理されていない状態です。そのため、この問題が深刻になる前に、私たちは前を向いて責任を全うしていかなければなりません。

#### 4. コラレス ヘレン ヴァレリー (フィリピン)

人類が今後も生存しているためには、海は、生命のゆりかごであって、世界の必要不可欠な資源です。海洋生態系の美、利用及び生態学的な利便性を享受してきた体験を踏まえて、私は、私たちがこれまで自由に得た海の快適さを継承することは、将来の世代の当然の権利だと考えます。

#### 5. ヤスミン ナブリラー ビンてい モフド ファウジー (マレーシア)

インターネットは、無知な人類が海洋と野生生物の健康へ及ぼした影響を露呈しました。嗅覚に頼る水生動物はプラスチックを餌と間違え、死に至るまで長期間苦しんでいます。今こそ、変化を起こすときなのです。

#### 6. 藤川 真智子 (日本)

私の所属する研究室では、大気中マイクロプラスチック（空気中のマイクロプラスチック）について研究しています。これらは、環境やヒトの健康への影響が懸念されています。現在は、大気中マイクロプラスチックの発生源であり、香害（柔軟剤、消臭除菌スプレーなどの強い香りを伴う製品による健康被害）の原因でもある柔軟剤中のマイクロプラスチックについて分析をしています。最終的には、プラスチックごみの動態解明を目的に研究を行っています。

#### 7. ラムーンキット ジョムボン (タイ)

タイ出身者として、海洋プラスチック廃棄物には何年も前から関心があるので、私は工学と地球科学、特に海洋学に熱い思いを抱いています。協力し合うことで、真の地球規模のインパクトをもたらす課題解

決へつなげられると信じてやみません。

#### 8. ラオ チュンホン (カンボジア)

日常生活で使用するビニール袋の量を見て、「プラスチックの消費」に立ち向かうという私の想いは、いつしか「海洋プラスチック廃棄物問題」への取り組みへと動機づけられていきました。自然の一部である人間として、私たちは現在の今すでに存在する環境に感謝しながら学ばなければいけません。

#### 9. 益田 明奈 (日本)

海の近くに住みスキューバダイビングをする中で、海洋ごみの問題を実感しました。都会にいたときは、これほど深刻な問題だと気づきませんでした。それから私は環境について勉強し、地域の人たちと一緒に活動することにしました。革新的なアイデアと綿密な研究、そして熱意があれば、海洋プラスチックごみ問題は解決できると信じています。

#### 10. グエン ティ タン チャ (ベトナム)

私の祖母はベトナムの沿岸地域に住んでいて、昔時間さえあればそこへ訪れていました。私は海洋プラスチック廃棄物の影響を最もよく理解している一人です。故郷から遠く離れていても自分の家族を助けたいという思いからこのプロジェクトに参加しました。

#### 11. ヌルラティファ (インドネシア)

公共の場所、市場、川でたくさんのゴミを見て育ちました。私の国で発生している汚染物質への取り組み、そして解決に向けた努力不足を痛感しています。だから、私はこの問題を解決するため変化を起こせる人間になりたいと思っています。

#### 12. 奥泉 陶和 (日本)

プラスチック材料は非常に短期間で世の中に浸透していった優れた材料です。しかし、現在ある多くの環境問題の中でプラスチック材料が悪者として登場することも事実です。そこで、私のような高分子化学を勉強している者こそがこの問題に取り組むべきだと感じ、この問題解決に取り組もうと決意しました。

#### 13. ラフィダー ラマド (ブルネイ)

チャンスの扉が開かれ、この宣言作成の議論の場に参加することができました。社会や環境のためだけでなく、自分自身のためにも一歩踏み出して変化へ起こすことを宣言します。

#### 14. ルオ バンド (カンボジア)

以前は環境活動家として、現在は環境分野の行政官として、私は、人類と自然が調和の中で共存する社会を見たいというビジョンがあります。他方、プラスチックごみはいたるところに散乱しており、人間及び野生動物の生命が脅威にさらされています。私はこの状態がどのように発生するか、そしてどのように解決していくかに大変興味があります。

#### 15. シェルヴィ エルヴィナ サントソ (インドネシア)

私の地元の唯一の水源地、ブランタス川は、アメリカ、ヨーロッパ、そして日本などから輸入された不始末なマイクロプラスチックで溢れかえっています。放っておけないブランタス川への強い思いが私を奮い立たせ、活動続ける原動力となるのです。

#### 16. ファジャール アジー セティアワン (インドネシア)

世界で最も汚れた川と呼ばれるチタルム川、その川は私の故郷であるインドネシアのバンドンを流れています。そのために、プラスチック廃棄物が私たちの水に大きな被害を与えているのを目の当たりにしてきました。私は今バーゼル条約の法整備について研究しています。その条約には、2019年のプラスチック廃棄物改正に関するものであり、この問題に取り組む際の国際環境法の観点から知識を与えてくれます。

#### 17. エイ ミント ミャット ソエ (ミャンマー)

1990年頃、私の国はプラスチックがなく、包装には葉が使われ、食料を買うための袋や容器を毎回購入していました。30年経って、都市だけでなく山でも、どこでもプラスチック廃棄物を簡単に見つけることができます。私の世代でプラスチック廃棄物のない土地に戻したいと思います。

#### 18. トラン ツイ チエン (ベトナム)

家を掃除して、自分が持っているもの、特にプラスチックのパッケージや使い捨てのプラスチックがどれだけあるかを知ったとき、自分自身に怒りを感じ初めました。そして今、自らのプラスチックの使用を減らし、同じ志を他の人に広める冒険に踏み出しています。

#### 19. 坪井 昌宏 (日本)

インドネシアと日本でのプログラムを通して、ゴミ問題が持ち出されました。そのとき私は、プラスチックごみが海洋においてどのように問題となっているのか、十分な根拠をもって説明することができませんでした。危険であるという度合いをどのように測り、示すのか、その科学的なアプローチに興味を持ちました。

#### 20. タン ジン ズン (ミャンマー)

マイクロプラスチックの濃度とその有害化学物質、そして海洋のプラスチック破片の汚染に興味があります。以前私は、不適切な方法でプラスチックのゴミを簡単に廃棄していました。しかし、今はそのような行動を止め、プラスチックの使用を減らし、適切な廃棄物処理を改善したいと思っています。将来的には、ミャンマーでの廃棄物管理場の土壌、河口堆積物や沿岸地域でのマイクロプラスチックを調査したいと思っています。

#### 21. 内田 祐紀哉 (日本)

私はこれまで、海と共に生きてきました。

幼い頃から祖父の漁師の仕事を手伝い、海で遊び、

そして海はたくさんのことを教えてくれました。

美しい海と、海に生きる人々を守りたいと私は願っています。

22. 山本 まりえ (日本)

海洋プラスチック廃棄物は、地球全体に影響を及ぼす分野であるにもかかわらず、私たちはその実態、また深刻性を十分に理解しているとは言えません。未来の世代のためにも、また経済、環境、伝統的な生活を守るためにも、私たち自身がこの問題を気にかけ、海を綺麗に保っていく責任があります。